

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月二十八日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第二十三号

##### 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の四中「第五条の四」を「第五条の五」に改める。

第四条の四中「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の三第一項」に改める。

第二十一条中「第五十六条の二第一項第一号イ」を「第五十六条の三第一項第一号イ」に改める。

##### 附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。